

令和6年12月補訂

意思決定支援を踏まえた成年後見人等の  
事務に関するガイドライン

大阪意思決定支援研究会

## はしがき

成年後見制度利用促進基本計画（平成29年3月24日閣議決定。以下「基本計画」という。）は、これまでの成年後見制度の運用について、財産保全の側面のみが重視され、身上保護の視点に欠ける点があったとの指摘がされたことを踏まえ、今後は、本人の意思決定支援や身上保護等の福祉的な観点も重視し、利用者がメリットを実感できる制度・運用とすることを基本としており、そのような運用を行うために、本人に身近な親族、福祉・医療・地域の関係者と後見人等がチームとなって日常的に本人を見守り、本人の意思や状況を継続的に把握し必要な対応を行う体制を構築すると述べる。このような基本計画の趣旨によれば、今後の後見人等の活動には、本人の意思を丁寧にくみ取って権利を擁護するという視点に加え、他の支援者と協働して、本人が自分で物事を選択・決定する力を付けられるよう支えるという視点が求められているといえる。

他方、意思決定支援は、居所の決定、重要な財産行為、身分上の行為等の非日常的な意思決定だけでなく、日常的・社会的な行為を送る上で必要とされる場面における意思決定、さらに医療行為も含む広範な概念であり、あらゆる場面で本人に対して行われるものであるため、後見人等が、後見等事務を進める中で適切に本人の意思決定支援を実現していくためには、選任後に現れる場面ごとに、後見人等として何をすべきかについて（例えば、誰に働き掛けて本人の状況や課題を把握するか、どうやって本人の障害や特性に応じて意思疎通を図るかなどが挙げられる。）、事案に応じた具体的な行動指針を構築していくことが重要である。

この目的を達成するために、大阪家裁家事第4部（後見センター）において後見等事件を現在担当する裁判官及び家庭裁判所調査官と、これまで多数の後見等事件を経験してきた三士会（大阪弁護士会、大阪司法書士会・公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート

大阪支部、公益社団法人大阪社会福祉士会)所属の専門職らにより、大阪意思決定支援研究会が結成された。この研究会では、裁判所側と各専門職が、事例の検討を通じて、意思決定支援を踏まえた後見等事務の在り方について、これまでの経験・知見を踏まえて活発に意見交換を行い、職種間の相互理解を深めながら建設的な提案を行ってきた。また、途中から大阪市福祉局地域福祉課相談支援グループからもオブザーバーとしての参加をいただき、検討を進めた。

本ガイドラインは、このような協議・検討の成果であり、専門職後見人等だけでなく、親族後見人等や市民後見人も含めて、これから後見人等に就任する方々が、本人の意思・身上に配慮した後見等事務を適切に行うことができるように、意思決定支援の考え方と手順についてまとめたものである。本ガイドラインが、基本計画が目標とする「利用者がメリットを実感できる制度・運用」の実現に多少なりとも貢献できれば幸いである。

平成30年3月

大阪意思決定支援研究会

(大阪家庭裁判所家事4部総括裁判官 阿多麻子)

## 令和6年12月補訂版のはしがき

平成30年3月に本ガイドラインが公表された後、令和2年10月30日付けて意思決定支援ワーキング・グループ作成の「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（以下「全国版ガイドライン」という。）が公表された。また、令和4年3月25日に閣議決定された第二期成年後見制度利用促進基本計画においては、地域共生社会の実現に向けて権利擁護支援を推進するとの基本的な考え方のもとに、成年後見制度の利用促進のために、全国どの地域においてもその利用を必要とする人が尊厳のある本人らしい生活を継続することができる体制を整備することが求められている。そして、尊厳のある本人らしい生活を継続するためには、成年後見制度の利用場面のみならず、様々な分野において意思決定支援を浸透させることが重要であるとされている。

大阪意思決定支援研究会では、上記のように意思決定支援の重要性が高まっていることを踏まえ、本ガイドラインの内容や説明をブラッシュアップするための検討を重ねてきた。今回の補訂版では、より分かりやすいものとなるように各所の記載内容や表現を改めたほか、全国版ガイドラインとの関係に関する記述を盛り込み、また、代行決定の位置づけやその際の考慮要素等についての記述も新しくした。

今回の補訂版が後見人等として活躍する全ての方々に引き続きお役に立てるものとなっていることを期待したい。

大阪意思決定支援研究会

（代表 大阪家庭裁判所家事4部総括裁判官 井川真志）

# 目次

I	総論	1
1	本ガイドラインの目的について	1
2	基本的な考え方について	3
(1)	意思決定支援の原則	3
(2)	本ガイドラインで用いられる用語	3
①	意思決定支援	3
②	本人中心主義 (person-centered)	3
③	エンパワメント	4
④	チームミーティング、プレミーティング (事前打合せ)	4
⑤	意思決定能力	4
⑥	代行決定	4
⑦	最善の利益 (best interest)	4
(3)	家庭裁判所における本ガイドラインの用法	5
①	後見人等の選任、解任、辞任許可	5
②	後見等監督 (民法863条)	5
③	後見人等報酬	5
④	居住用不動産の処分許可 (民法859条の3)	6
(4)	いわゆる「全国版ガイドライン」との関係について	6
II	意思決定支援の手順について	7
1	環境整備の必要性	7
(1)	「日常生活上の意思決定」の観点から	7
①	基本的な考え方ーエンパワメントの必要性	7
②	後見人等の役割	7
(2)	「非日常生活上の意思決定」の観点から	8
2	環境整備の手順 (状況把握と本人及び支援者の輪への参加)	9
(1)	状況把握	9
①	支援状況の把握	9
②	本人状況の把握	9
③	留意点	9
(2)	本人及び支援者の輪への参加	9

① 本人及び支援者との顔合せ .....	9
② 課題の把握 .....	10
③ 本人の観察 .....	10
3 意思決定支援 .....	11
(1) 支援チームの編成 .....	11
① 本人（支援チームの中心） .....	11
② その他のメンバーの選定 .....	11
③ 本人への趣旨説明 .....	12
(2) プレミーティング（事前打合せ） .....	13
① 参加者の決定とミーティング趣旨の確認等 .....	13
② 共通認識の形成 .....	14
③ プレミーティングにおける検討事項 .....	16
(3) チームミーティング .....	18
① 本人に対する働き掛け .....	18
② 表明意思の読み取り .....	19
③ 本人意思の解釈・評価について、支援チーム内で意見が分かれた場合 .....	20
④ 表明意思が実現できるかどうかの検討（意思実現支援） .....	21
⑤ 意思表示支援を相当期間続けても、本人の意思が表明されたとは認めがたい 場合 .....	21
(4) 意思決定能力の判断 .....	22
① 支援チームのメンバーによるアセスメント（評価） .....	22
② 意思決定能力評価のためのチームミーティング .....	22
③ 意思決定能力評価の結果 .....	22
4 代行決定 .....	24
(1) 代行決定における基本的な考え方 .....	24
① 「最善の利益」 .....	24
② 代行決定を行う者 .....	24
③ 自由の制約の最小化 .....	24
(2) 代行決定が検討されるべき場合 .....	25
(3) 代行決定における留意点 .....	26
(4) 全国版ガイドラインとの比較 .....	26

## 別 添

○意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドラインの流れ(概略)

○アセスメントシートと記載例

- ・様式1(選任直後のアセスメントシート)
- ・様式2(2回目以降のアセスメントシート)
- ・様式3(個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート)

○個別課題への適用

〈事例1〉 居所の決定

- ・事例検討
- ・〈事例1〉における意思決定支援のための手順のまとめ
- ・〈事例1〉における意思決定支援のフローチャート

〈事例2〉 背後に親族間紛争がある場合の意思決定支援

- ・事例検討
- ・〈事例2〉における意思決定支援のための手順のまとめ
- ・〈事例2〉におけるアセスメントシート記載例
  - 様式2
  - 様式3
- ・〈事例2〉における意思決定支援のフローチャート

# 「意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドライン」

## I 総論

### 1 本ガイドラインの目的について

#### (1) 本ガイドラインは、

- ① 成年後見人・保佐人・補助人(以下、総称して「後見人等」という。)が、今まで本人を支えてきた「支援者の輪<sup>1</sup>」に加わり、他の支援者と協働して日常的に意思決定支援をする中で、本人が自分で物事を選択し、決定する力をつけていくための活動をする場面で取るべき行為（日常生活上の意思決定支援<sup>2</sup>）、
- ② 本人が日常生活以外の非日常的な生活場面において決定を迫られる事項（居所の決定、重要な財産行為、周囲の人間関係の変動等）において、後見人等が成年後見・保佐・補助事務を遂行するに当たり、意思決定支援の観点から求められる行為（非日常生活上の意思決定支援、又はそれが不可能であった場合の代行決定）

の両者について、行動指針を示すものである。

- (2) 意思決定支援の対象には、法律行為だけでなく事実行為も含まれるが、両者の区別は、必ずしも「日常生活」「非日常生活」の区別とは合致しない。本ガイドラインでは、人の意思決定の対象となる事項を、事実行為と法律行為という2つの要素により構成される連続体と捉えた上で、事実行為の要素がより強い類型（生活習慣に関する場面、余暇活動、障害福祉サービスの利用等）を「日常生活上の行為」とし、より法的要素が強く認められる類型を「非日常生活上の意思決定に係る行為」と整理する。その上で、日常生活上の意思決定支援の在り方については、後見人等が他の支援者との関係で果たす役割（観察、助言等）を示すにとどめ、非日常生活上の意思決定支援については、後見人等

---

<sup>1</sup> 介護保険の利用等により福祉行政が関与していた事案では、後見人等が選任される前から、本人について、親族、医療・福祉、地域関係者等による支援体制ができてることが多い。このような支援者の輪に後見人等が加わることで、成年後見利用促進基本計画が定める「チーム」として支援することが期待される。

<sup>2</sup> 「何を食べ、飲むか。」「どんな服を着るか。」「どの店で買い物をするか。」「いつ、どのような形で病院、歯医者、リハビリ等の予約を入れるか。」等の1つ1つの行動を想定している。これは、その時々本人の嗜好や状況によって変化するものであってもよい。

が支援チームの中である程度主体的に手続を進める内容としている。

- (3) 本ガイドラインは、前記(1)②にいう「意思決定支援の観点から求められる行為」を、「意思決定支援を尽くしても本人が意思決定することができず、最後の手段として、後見人等が代行決定を行うこと」も含めた概念と定義している。

本ガイドラインは、後見人等が、選任後、①支援者の輪に加わり、状況を把握した上で、②課題に応じて小チームを編成して意思決定支援の準備を行い、③本人から思いや考えを引き出し、読み取ると同時に、本人の意思決定能力を評価し、④意思決定に至るか、又は代行決定へ移るかまでの一連の過程についての総論を示すものである。

個別の非日常生活上の課題については、別添の「個別課題への適用」において具体的に検討する。

## 2 基本的な考え方について

### (1) 意思決定支援の原則

- ① 全ての人は意思決定能力がないと評価されない限り、能力があると推定される。
- ② 意思決定能力の有無は、「その時点」で「その課題」ごとに判断され、精神上的障害があること、成年後見等が開始されていること、及び、成年後見等が相当であるとの医師の診断があることをもって、本人が意思決定能力を欠いているとされない。
- ③ 一見、不合理にみえる意思決定を行ったということだけで、本人には意思決定能力がないと判断されることはない。
- ④ 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法が尽くされたのでなければ、本人は意思決定ができないとはみなされない。
- ⑤ 本人が意思決定能力を欠くために最後の手段としてなされる代行決定は、本人の主観的最善の利益のために行われなければならない（後記（2）⑦参照）。
- ⑥ 代行決定は、本人にとってより制約の小さい方法となるよう留意して行われなければならない。

### (2) 本ガイドラインで用いられる用語

#### ① 意思決定支援

意思決定支援とは、特定の行為に関する判断能力が不十分な人について、必要な情報を提供し、本人の思いや考えを引き出すなどして、本人が意思決定をするために必要な支援をする活動をいう。また、本ガイドラインでは、更に、本人があらゆる支援をもってしても意思決定ができない、あるいは表明された意思を実現できない場合に、最後の手段として後見人等による代行決定へと至る一連のプロセスも検討の対象とする。

#### ② 本人中心主義（person-centered）

「意思決定の中心に常に本人を置く」という理念であり、本人に関わる事項は、基本的には本人が同席する場で、本人の意思に基づいて決定されなければならないというものである。より平易な表現をとると、「物事を決めるのは本人である」「本人のことを本人抜きで決めない」となる。また、意思決定支援に当たり、後見人等や支援者らの価値観や判断等を本人に押しつけてはならないという意味も併せ持つ。

### ③ エンパワメント

これまで意思決定をした経験に乏しい本人については、時間をかけて丁寧な支援をする必要や、決定して良いと理解してもらうことが必要である。したがって、例えば、その日に着用する衣服をどれにするか、散歩に出かけるか、出かけるとしてどこに行くのかなどについても、本人の意思決定を支援していくことが必要である。このような関わりが日常的に繰り返されれば、本人は、自身の意思を尊重される体験を積むこととなり、自信をもって意思を表明できるようになるほか、自分のことは自分で決めて良いという確信や、生活そのものの満足感を高めることにつながる。

### ④ チームミーティング、プレミーティング（事前打合せ）

意思決定支援を行うに当たっては、場の設定の在り方、本人に提供すべき情報の内容や提供の方法等が、本人の意思決定を支援する上で重要になる。そこで、このような意思決定支援を行う上での手順や方法を、参加者間で打ち合わせる事前の会合を、本ガイドラインでは「プレミーティング」としている。一方、参加者が集まり、本人が意思決定できるよう種々の支援を行う場を「チームミーティング」としている。

### ⑤ 意思決定能力

意思決定能力は、その時点における、その課題に関して、情報の理解、記憶の保持、情報の比較考察、意思の表現というコミュニケーションの4要素のほか、本人の障害や脳損傷の程度などの医学的な要素も参考にして評価される<sup>3</sup>。

なお、意思決定能力の有無は、支援チームの支援力によって差が生じ得る。つまり、支援力が低かったために、意思決定能力がないとの評価になる場合もあり得る。そのため、「意思決定能力がない」との評価になった原因が、チームの支援力の弱さに起因しないか、よく振り返る必要がある。

### ⑥ 代行決定

意思決定支援を尽くしても本人が意思を決定できない場合等（後記Ⅱ4参照）に、最後の手段として、後見人等が本人に代わって決定することをいう。意思決定支援そのものとは区別される。

### ⑦ 最善の利益（best interest）

最善の利益とは、代行決定を行う場面において検討される概念であり、客観

---

<sup>3</sup> 障害者権利条約に基づく、障害の概念が「医学的モデル」から「社会的障壁が障害であるという社会的モデル」となっているが、現在の成年後見制度では、「疾病や障害などのため認知機能が低下している方を法的に支援するための制度」と位置付けられているため、本ガイドラインでも医学的モデルの概念を残すことにした。

的最善の利益と主観的最善の利益に分類される。客観的最善の利益とは、支援者の価値観に基づき本人にとって客観的、合理的に良いと考えられるものをいうのに対し、主観的最善の利益とは、本人の希望や価値観などを最大限に考慮し、本人の価値観において最善と考えられるものをいう。いずれも本人以外の者により判断されるが、本ガイドラインでは主観的最善の利益を採用し、意思決定支援におけるチームミーティング参加者により判断されるものと定めている。

なお、意思決定支援の場面においては、あくまで本人が表明した意思を中心に支援が行われる。ここでは主観的最善の利益も客観的最善の利益も検討されることはない。

### (3) 家庭裁判所における本ガイドラインの用法

#### ① 後見人等の選任、解任、辞任許可

本ガイドラインに基づく運用を「意思決定支援・身上保護を重視した成年後見制度の運用」<sup>4</sup>として定着させ、身上配慮義務（民法858条）に関する解釈原理に高めることによって、後見人等に対して本人の適切な権利擁護を図ることに意識を向けさせることが可能となる。また、本ガイドラインに基づく運用が定着すれば、意思決定支援のプロセスを経ずに非日常生活上の決定を代行することによって本人の権利や義務、生活に悪影響を及ぼした後見人等についても、財産管理において不正があった後見人等と同様に、速やかな交代が可能になるものと考えられる。

#### ② 後見等監督（民法863条）

後見等事務報告書の添付資料として、別紙アセスメントシート【様式1～3】の導入を検討する<sup>5</sup>。後見人等を含む支援者は、同シートの各欄に順次書き込むことで、意思決定支援の手順を再確認することができる。

#### ③ 後見人等報酬

アセスメントシートは、後見人等の報酬を定める際の資料としても用いることがある。

---

<sup>4</sup> 成年後見制度利用促進基本計画2(2)①ア)

<sup>5</sup> 将来、中核機関が家庭裁判所に後見人等情報を提供する時のレポートに転用することも考える。

④ 居住用不動産の処分許可（民法859条の3）

後見人等が、居住用不動産の処分許可の申立ての疎明資料として、「本人が居住用不動産を処分することを課題とし、本ガイドラインに従った意思決定支援の結果、当該課題が解決したこと」を示すアセスメントシートを提出した場合、当該居住用不動産の処分は、本人の意思に基づくもので、本人に悪影響を及ぼすおそれはないとの疎明があったと判断され<sup>6</sup>、家庭裁判所は居住用不動産の処分許可をすることになる。

(4) いわゆる「全国版ガイドライン」との関係について

平成30年3月の本ガイドラインの策定・公表後、令和2年10月30日付け意思決定支援ワーキング・グループ作成の「意思決定支援を踏まえた後見事務のガイドライン」（以下「全国版ガイドライン」という。）が公表されている。全国版ガイドラインが指摘するいくつかの論点について、本ガイドラインにおいてはこれまで比較的簡単に紹介するにとどまっていたものがある。そこで、令和5年以降の改訂作業を通じて、全国版ガイドラインを参考にしながら、必要な記載を補充した。もっとも、全国版ガイドラインは、その基本思想とこれに基づく方向性については、本ガイドラインと軌を一にするものであり、したがって、本ガイドラインの運用に当たっても大いに参考とされるべきものである。

---

<sup>6</sup> 意思決定支援の手続が正しく行われれば、後見人等が、本人に代わって、特定の者（親族、知人その他団体等）に対し、時価を相当程度下回る価額で本人の自宅を売却したとしても、善管注意義務（民法869条、644条）違反には当たらないと解される。

## Ⅱ 意思決定支援の手順について

### Ⅰ 環境整備の必要性

#### (1) 「日常生活上の意思決定」の観点から

##### ① 基本的な考え方ーエンパワメントの必要性

後見人等を含む本人の支援者は、就任時から後見等の終了に至るまで、「本人中心主義」の実現に努めなければならない。精神上的の障害などによって「決める力」に制限がある本人が、支援を受けて非日常生活上の決定を行うには、その前提として、本人の「決める力」が日常生活上の意思決定を通じて高められている必要がある。このため、支援者は、日頃から、本人が「自分で決めてもいい」「自分の希望を言ってもいい」と実感できるような取組を重ね、本人が日々の生活で自信をもって意思決定を行い、生活の質を高められるよう配慮しなければならない。また、「決める力」を高めるためには、「自分が決めたことが実現された」との達成感を積み重ねていくことが必要であり、日常生活上の意思決定においては、意思決定だけでなく、意思実現の支援も求められる。

##### ② 後見人等の役割

日常生活上の意思決定事項は、「何を食べるか」「何を着るか」等の純然たる事実行為か、「施設の行事に参加する」「公共交通機関を用いて外出する」等、法律行為の要素が含まれるものの主には事実行為であるものが多く、基本的には、本人と常時接する親族や、介護サービス事業所のスタッフ等の支援を受けて行われる。

このため、後見人等は、就任直後の課題として非日常生活上の意思決定が求められている場合に限られず、いかなる場合も、速やかに支援者の輪に参加して本人の状況を把握することが重要である。

後見人等は、日常生活における様々な意思決定場面において、本人の意向が尊重され、かつ、その意思が実現されるようにするべく、本人及び支援者から情報を収集し、「支援者が本人の意思や嗜好等を把握し、それを尊重することができているか」「本人に関わる事柄が、支援者が(客観的に)最善と考える方法によって決定されていないか」について注意を払う。そして、このような視点から本人に関わる事項が決定されていないならば、後見人等は、支援者らに対して本人の意思に沿った支援をするよう促す役割を担う。

以上のような説明や促し等を行っても、介護サービス事業所等による対応が改善されない場合、後見人等は、当該介護サービス事業所等との利用契約の当否について、介護支援専門員(いわゆるケアマネジャー)、地域包括支援センター、中核機関等と協議、検討する。

(2) 「非日常生活上の意思決定」の観点から

後見人等は、本人が置かれている状況（心身の状態、財産状況、生活状況等）のほか、意思決定支援が必要になる事項（課題）の有無、及び本人がどういう人物か（過去及び現在の意向、心情、信念や価値観、その他本人が大切にしている事情等）など、意思決定支援を行うために必要な情報を把握するために、支援者との接触、本人を交えたミーティングへの参加、各種資料の精査などにより情報収集を行う。特に、後見人等に選任された直後は、情報収集と共に、本人及び支援者との関係を早期に形成することが重要になる。

## 2 環境整備の手順（状況把握と本人及び支援者の輪への参加）

### (1) 状況把握

選任直後のアセスメントシート【様式1】及び2回目以降のアセスメントシート【様式2】を参考に、以下の手順により情報収集を進める。

#### ① 支援状況の把握

様々な関係機関等に接触して、本人に関わる支援者を把握し、支援の内容や程度を確認する。例えば、本人が介護保険サービスの利用者である場合は、地域包括支援センターや介護支援専門員が、障害福祉サービスの利用者である場合は、障害者相談支援事業所や障がい者基幹相談支援センターが、支援の中心となっていることが考えられる。そのほかに、市町村の担当者、民生委員、日常生活自立支援事業の担当者、親族なども、支援の内容や程度を確認する相手として考えられる。

#### ② 本人状況の把握

生活歴、生活状態、心身の状況、支援の受入れの状況、本人が目指す暮らしなどを把握する。また、支援者の中で誰がキーパーソン（本人が最も信頼している人）であるかについても確認する。

#### ③ 留意点

この段階における情報収集は、あくまで、後見人等が本人と初めて会うための準備である。後見人等は、収集した情報には常に提供者の評価が含まれていることを認識し、収集した情報をもって、本人を理解したとしない。後見人等には、本人との面談を経て自分の目で確かめた事実に基づき、本人を中心に、その意向や好み等に焦点を置いて考えることが求められている。

### (2) 本人及び支援者の輪への参加

#### ① 本人及び支援者との顔合せ

後見人等は、本人及び支援者との顔合せのため、これまで本人の生活に関わり、中心となって支援してきた者（日常の支援者）に働き掛けて招集し、本人を交えた面談を

試みるとともに、成年後見制度の利用が始まった後の支援の在り方<sup>7</sup>について打ち合わせる。

#### 【日常の支援者の例】

- 介護支援専門員、ヘルパー、デイサービス責任者（介護保険利用）
- 相談支援専門員、サービス管理責任者（障害福祉サービス利用）
- 地域包括支援センター、障がい者基幹相談支援センター
- 自治会・民生委員（本人と地域社会の間につながりがある場合）
- 主治医
- 看護師（訪問看護を利用している場合）
- 親族
- その他（友人、近隣住民等）

#### ② 課題の把握

後見人等は、本人の日常生活における考え方を踏まえた上で、本人が意思決定を求められている非日常生活上の事項（以下「課題」という。）について、本人が話した内容（過去のエピソード、思い等）を資料化<sup>8</sup>しておく（【様式3】個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート）。

#### ③ 本人の観察

後見人等は、本人を交えた面談の中で、次の事項を観察することにより、本人の意思表示が、同席者やその場の環境等が変わっても一貫するものかどうかを把握し、本人に対し、「日常生活上の意思決定支援」が行われているか否かも把握する。

- 誰が、どのようにして、本人の意思を引き出しているか。
- 本人は、周囲の人の聴き方によって反応を変えていないか。
- 本人には意思決定を「回避」する傾向がないか。その背景や理由は何か。
- 本人との意思疎通には、どのような方法（視覚化、体験等）が有効か。
- 本人には、これまで意思を表明する生活をしてきておらず、「自分で決める」ことを実感できていない様子はないか。

---

<sup>7</sup> 以前から開かれていた「地域ケア会議」「担当者会議」等の機会を活用し、その一部を後見人等との顔合せ、面談に充てればよい。

<sup>8</sup> プレミーティングにおいて、他のメンバーと情報を共有し、意思決定支援の方針を検討するために使うものなので、メモ程度で構わない。

### 3 意思決定支援

#### (1) 支援チームの編成<sup>9</sup>

##### ① 本人（支援チームの中心）

##### ② その他のメンバーの選定

ある課題について本人の意思決定を支援するため、意思決定支援チーム(以下「支援チーム」という。)を編成する。支援チームは、一つ一つの課題ごとに支援者の中から選ばれた者により編成される。

支援チームは、本人に対し、自分の置かれている状況を分かりやすく、かつ客観的に示す必要があるため、(a)本人の日常生活を知る者、(b)専門的知見から発言ができる者、(c)その課題について本人に適切な選択肢を示すことができる者が参加することを要する。

支援メンバー選定は、これまで本人の生活に関わり、中心となって支援してきた個人や機関（地域包括支援センター担当者、介護支援専門員、障がい者基幹相談支援センター等）が行うことが想定されるが、後見人等がこれらの者から情報を得て選定することも可能である。

なお、下のリストは例示であり、これに該当する者でも、事案によっては本人と利害が対立し、意思決定支援への参加が望ましくない場合があり得るので<sup>10</sup>、具体的に誰を選定するかは、個別の事案に応じて判断するべきである。一般的には下記キーパーソンをはじめとして、日常的に本人に関わり、チームの中核を形成しているメンバーは常に参加していることが望ましいといえよう。

なお、チームの支援力は、支援者同士の日常の協働の積み重ねの結果である。支援者間の協働関係を育むには、支援者同士が互いに敬意を持つことが前提となる。

#### ア 一般論

- キーパーソン（本人が最も信頼している人）
- 支援に関わる人（福祉・医療関係者等）
- 後見人等

---

<sup>9</sup> 支援チームの編成は支援者との関係が土台となるため、後見人等は、適時的確に連携できるよう、日頃から支援者との関係作りに努めることが求められる。

<sup>10</sup> 本人と利害が対立する者や、本人に対して支配的・介入的な親族等の参加は望ましくない。同様に、本人が参加を拒否する者も参加させるべきではない。

その他本人が参加してほしいと希望する者（親族、友人等）

イ 個別の課題に応じて選ばれる者

建築業者、大家・管理人、近隣住民等（居所が検討される場合）<sup>11</sup>

旅行業者（本人が旅行に行きたい場合）

③ 本人への趣旨説明

本人に対するミーティングの趣旨説明や参加依頼を、いつ、誰が、どのように行うのかを検討する。

本人に説明するのは、本人が最も信頼している人（キーパーソン）が行なうのが望ましい。趣旨説明を行う際は、本人の理解度に合わせオーダーメイドで行う。

次のような例が考えられる。

（例）「意思決定支援とは、自分のことを自分で決めることです」

「あなたが今困っていることや、これからやりたいことを聞かせてもらいたいです」

「あなたの気持ちを大切にしながら、どうすればあなたのやりたいことが叶うのか、皆で一緒に考えます」

どのような説明をするにせよ、「分からないことは分からないと言える」「やりたいことはやりたいと言える」「嫌なことは嫌と言える」ことは本人の権利であることを、分かりやすい言葉で伝えることは、支援者側の権利擁護実践としても、また本人のエンパワメントを促す関わりとしても、欠かすことのできない重要なポイントであることを念頭に置く必要がある。

---

<sup>11</sup> 「個別課題への適用」「〈事例1〉居所の決定」で詳述する。

## (2) プレミーティング（事前打合せ）

支援メンバーは、本人に対する意思決定支援の準備のために、予めチームで集まり（プレミーティング）、本人のニーズや置かれた状況等の情報を共有し、意思決定支援の基本原則等の共通認識を得ておくほか、場の設定や、情報提供の在り方など意思決定支援の具体的な方法を検討する。本来、本人が不在の場で会議等を開催することは望ましいことではない。しかし、支援メンバーが常に本人に関する丁寧な情報を共有できているとはいえない。本人との接触頻度も様々といえる。チームミーティングで取り上げる課題について、どのように受け止め、考えているのかについても同様であると考えられる。そのため、意思決定支援のためのミーティングの目的やルールを参加者が一堂に会した場で確認しておく意義は大きい。支援チームだけでプレミーティングを開催することが難しい場合は中核機関の活用も考えられる。

以上のように、プレミーティングのもつ意義は軽視されてはならないが、他方で成年後見等の現場の在りようが千差万別であることに鑑みれば、プレミーティングの持ち方が硬直なものであってはならないことは無論である。以下に記載することは、いわばプレミーティングの「理想型」であり、事案によっては、短時間でポイントを絞ったミーティングをするなど、柔軟な対応が求められることもあると思われる。<sup>12</sup>

### ① 参加者の決定とミーティング趣旨の確認等

#### ア 参加者の決定

- ・ 支援メンバーの内、ミーティングに参加する者を、以下「参加者」という。
- ・ プレミーティングには、必ずしも本人の出席を要しない。
- ・ 支援メンバーにも、プレミーティングから出席する者と、チームミーティング（又はその一部）のみ出席すれば足りる者がある<sup>13</sup>。

#### イ ミーティング趣旨の確認

---

<sup>12</sup> 全国版ガイドラインでは、プレミーティングそのものへの言及はないが、本人を交えたミーティングに先立ち、支援チームのメンバー間において、ミーティングの趣旨やミーティングにおける留意点を互いに理解するよう努め、本人にとってどのような形でミーティングを開催するのが適切かを慎重に検討することが推奨されている。これは、プレミーティングの考え方と趣旨において共通するものがあるといえる。

<sup>13</sup> チームミーティングの参加者が多すぎると、本人が精神的に萎縮する可能性がある。事案や課題によっては、本人、後見人等及び具体的意思決定支援をする者だけでの会議もあり得る。

呼び掛け方によっては、参加者が会議の趣旨について抱くイメージが変容してしまう危険性がある。招集者<sup>14</sup>は、プレミーティングの招集に当たり、参加者に以下②ア及びイ記載のプレミーティングの目的・ルール等を伝え、参加者がチームミーティング及び意思決定支援の趣旨を「本人を説得するために集まる」と誤解しないよう配慮した表現を心がける。

## ② 共通認識の形成

### ア 意思決定支援の基本原則を共有する。

参加者全員が、意思決定支援の基本原則（前記Ⅰ2）を共有し、本人の意向や嗜好を最大限に尊重しなければならないこと等を確認する。

### イ チームミーティングの目的とルールを確認する。

参加者は、①チームミーティングとは、課題について本人の意思を本人中心に聴き取るための会議であって、メンバーの立場や意見を述べる場ではないこと、②プレミーティングも、本人を説得するための介入方法を検討する会議ではないこと、を確認し、チームミーティングにおいて参加者がとるべき行動についても、次のとおり、具体的に確認する。

#### A) 参加者がすべきことの確認

例えば次のようなことである。

- ・ 本人の意見、考えを引き出す。
- ・ 本人の話に反論しないで聴く。

#### B) 参加者がしてはいけないことの確認

例えば次のようなことである。

- ・ 参加者が本人にとって望ましいと考えることを押しつけたり、その方向に誘導したりしない。<sup>15</sup>

⇒（例）「〇〇した方がいいね」

- ・ 本人の話を否定したり、批判したりしない。

#### C) 参加者が心に留めておくべきことの確認

---

<sup>14</sup> 会議の招集及び司会は、地域包括支援センター担当者、介護支援専門員、又は障がい者基幹相談支援センターが務めるのが適当である。このため、担当者に対する適切な研修の機会が求められる。

<sup>15</sup> もっとも、価値観の押しつけや誘導ではなく、本人の状況を客観的に確認したり、問題の所在を指摘したりする発言までも制限するものでないことには注意を要する。

本人がどうしたいのかを丁寧に汲み取り、確認していく姿勢が基本である。

また、例えば次のような点にも注意が必要である。

- ・ 本人は、参加者の反応に敏感に反応したり影響されたりすることがあり、参加者の方は深い意味なく言ったことでも、本人はそれが参加者の求めていることと感じ取り、その方向での発言をすることがある。

(例)「〇〇は大変そうだね」

⇒本人は「やめろということかな」と思うかもしれない。

- ・ 質問も、仕方によっては参加者の意見を本人に押しつけることになる。

(例)「どうして〇〇しないの？」

⇒本人は「しろということかな」と思うかもしれない。

ウ 後見人等のチェック機能<sup>16</sup>について確認する。

#### A) チェック機能の意義

後見人等は、チームミーティングにおいて、意思決定支援の基本原則やプレミーティングの決定事項が遵守されているか、その他本人への配慮が十分なされた上で会議が進められているかをチェックする役割を負う。チェック対象となるのは、例えば次のようなことである。

- ・ 参加者が本人を説得したり、意見を押しつけていないか。
- ・ 本人は参加者の言動に萎縮していないか。
- ・ 本人が参加者の顔をうかがいながら発言する様子はないか。

#### B) 後見人等がとるべき行動の確認

後見人等が、チームミーティングにおいて、前記A)に反する進行が行われていることを確認したときには、その旨を指摘し、適宜の方法により是正を促す必要があることを全員で確認する。各参加者も、後見人等から指摘を受けたときは真摯にこれを受け止め、質問を変えるなどして、しかるべく対応する必要があることを確認する。

後見人等による指摘は、例えば次のような発言によってすることが考えられる。

- ・ 「他の人にもしゃべってもらっていいですか？」
- ・ 「本人の思い、考えを聞いてもらっていいですか？」

---

<sup>16</sup> チームミーティングにおける後見人等の役割がチェック機能に限られないことは言うまでもない。

### ③ プレミーティングにおける検討事項

ア いつ、どこで、誰が、チームミーティングを開くか（環境、時期、場所）。  
専ら「本人が意思決定しやすい環境を作る」という観点から、チームミーティングの場所、時間帯、雰囲気、参加者の人選を考える。本人は、日常慣れ親しんでいる環境から引き離されると、精神的に萎縮し、不安定になる可能性があるため、その点にも配慮する。

イ 誰が、本人と直接対話するのか。

本人の希望を聴き取る際は、判断能力が低下した人とのコミュニケーションスキルが大切である。このため、本人との直接の対話は、チームミーティングの司会者である地域包括支援センター職員や介護支援専門員等に任せることが多いと思われるが、これらの者以外にも、意思決定支援の趣旨を理解し、かつ本人と信頼関係を築いている者（後見人等でも可）があれば、その者が本人と直接対話することも考えられる。

ウ いつまでに意思決定をすることが求められているか。

本人がエンパワメントされておらず、まだ意思決定ができていない場合は、いつまで意思形成支援を続けることができるかも検討することが必要である。

エ 予想される本人の表明意思は実現できるか<sup>17</sup>。今後の支援の流れ、見通しはどのようなものか。

例えば、次のような点について認識を共有することが有益であろう。

- ・ 本人の意思を実現する上で障害となる事実として何が考えられるか。
- ・ 当初の課題についての本人の意思が実現不可能であった場合、本人に提供できる他の選択肢<sup>18</sup>はあるか。

オ 本人に、自分が置かれた状況を理解してもらい、かつ意思決定に必要な環境を整備するために、日常のコミュニケーションツールのほか、どのような

---

<sup>17</sup> 非日常生活上の課題について本人が行った決定が、本人の生命・身体の危険あるいは第三者に対する権利侵害のおそれがある場合、その決定は実現不可能と判断されることがある。プレミーティングにおいては、そのような場合に備えて、例示したような点についても事前に協議しておくことが有益であると思われる。

<sup>18</sup> 意思決定とは選択である。本人に選択肢を示すことによって意思決定を支援することがしばしば行われるが、選択肢自体が周囲の思惑で限定されていれば、真の意味で、本人の意思決定を支援することにはならない。よって、プレミーティングの段階で、オプションについてもある程度見込みを立てておくのが有効であることは否定できないものの、それが本人に選択の余地を失わせるようなものであってはならないことに注意を要する。

コミュニケーションの手法が適切であるかを探求する。

例えば、次のような事柄が検討・配慮されてよい。

- ・ 具体的なエピソードを積み上げる。
- ・ 本人が意思決定するために、必要なサポートを検討する。
- ・ 写真・映像等、本人が理解しやすい形で情報提供する。
- ・ どのようなコミュニケーションツールを使用して本人とコミュニケーションを取るか。
- ・ 誰が上記ツールを用意するか。後見人等が指定してよいか。
- ・ 質問の方法は、「Yes-No」で答える形ではなく、「なぜ?」「どうしたい?」「何を?」という形をとるよう配慮する。
- ・ 具体的な選択肢（見学・体験・パンフレット等）を整える。
- ・ 選択肢のメリット・デメリット、予想される見通しを説明する方法、参加者の役割分担を決める。

### (3) チームミーティング

#### ① 本人に対する働き掛け

参加者は、本人に対して、本人の置かれている状況を分かりやすく説明しつつ、下記のア～ウの働き掛けを行う。

なお、下記ア、イは、いずれも本人の意思を引き出すための働き掛けの視点を整理したものであり、この順序で行うことを示したものではない。また、下記ウは、本人が表明した意思を実現するための方法を本人に選択してもらう場面での留意点を示したものである。それぞれの場面において、本人の状況や課題に応じて柔軟に方法を選択し、適切な働き掛けを行うことが望ましい。

ア 参加者は、プレミーティングで決定した方法に従って本人に働き掛け、意思を引き出す。

チームミーティング以前の言動によって、本人の意思が既に決定、表明されているように見える場合がある。しかし、成年後見制度を利用している本人の場合、精神上的障害によってコミュニケーションの過程の4要素（後記3(4)②参照）のどこかが阻害された結果が、それまでの言動になって現れている可能性も否定できない。このため、参加者は、本人の意思が以前の言動により既に決定、表明されているように見える場合でも、同じ方法のみで問い掛ける<sup>19</sup>のではなく、別の視点から質問したり、意思を表明した理由を尋ねたりするなどして、本人の真意を探るとともに、当該意思表明に至った理由や過程を確認し、本人が真にこだわっている事柄は何であることを確認する必要がある。

イ 意思形成支援、意思表示支援を行うことにより本人の意思を引き出す。

##### A) 意思形成支援

本人が意思決定の経験に乏しかったり、自己肯定感が低かったり、受動的だったりは、いきなり決定することを求めても、すぐ意思決定することは難しい。日常生活の場面から選択する経験を積み重ねて力をつけながら（エンパワメント）、本人にとって重要な課題についての選択ができるよう取り組む必要がある。

参加者が話す言葉を本人は同じ意味で理解していないかも知れないと想像しながら、言葉だけでなく図、絵、写真など本人が理解できる形での説明

---

<sup>19</sup> 本人の意思をできるだけ多く汲み取るためには、「あなたはどのようにしたいのですか」などのオープンエスチョンな問い掛けが基本である。他方、そのような問い掛けに答えることが困難な本人に対しては、別のアプローチを試みる必要がある。

も考える。

#### B) 意思表示支援

本人によっては、安心して話のできる場所、体調の良い時間帯があり、また、多くの人がいると緊張して話ができないことや特定の人に対する遠慮や気兼ねから話しにくいこともあり得る。これらのことに配慮して、本人が意思表示しやすく、自分の話を受け止めてもらえると安心できる環境作りをする。参加者は、本人に決断を迫ってあせらせたり、自分の考えを本人に押しついたり話をさえぎったりしない。

ウ 参加者は、本人が意思決定する課題について、必要に応じて本人が決定できるよう選択肢を示す。

本人には、本人の思いや価値観を踏まえていくつかの分かりやすい形の選択肢が示される。

参加者の価値観に基づき、本人に選択してほしい選択肢を示すのは望ましくない。

また、選択肢の数が多すぎるのは本人が混乱して選択に迷うことになるので、本人が落ち着いて選択できるよう、できる限り本人の思いや価値観に近いものをいくつか限定して示すことになる（ただし、参加者による誘導にならないよう、選択肢の限定は慎重に行われる必要がある。）。

本人の新しい可能性を見出すために、本人がこれまで選んだり経験したりしたことがないような選択肢が示されることも考えられる。

#### ② 表明意思の読み取り

参加者は、上記①のとおり本人に働き掛けることを通じて、本人への問い掛けや説明に対する本人の回答又は反応（動作、仕草、視線、表情等）から、課題について本人が表明しようとする意思を読み取る。読み取りを試みた結果については、以下のように場合分けをすることができる。

##### ア 本人が意思を述べている場合

A) 本人が表明した意思がそれまでに表明されていた意思（本人の好み、価値観など）と合致している場合

その表明意思は、本人の真意に基づくものである可能性が高い。

支援チームは、表明された意思が本人の真正な意思であると確認されたときは、それが参加者それぞれの価値観からみれば不合理に見える決定であったとしても、本人が自分で行った選択を尊重し（本ガイドラインの基本原則③参照）、その後は専ら本人の表明意思が実現できるかどうかの検討に移る（意思実現支援）。

B) それまでに表明されていた意思（本人の好み、価値観など）と合致していない場合、日にちや時間帯、尋ねる相手によって異なる場合

要するに、上記A)のように認定できない場合であり、その表明意思は本人の真意に基づくものであるかどうかを検証する必要が別途生じることがあるが、他方、上記A)のように認定できないからといって、安易に本人意思が表明されていない（本人の意思は不明である。下記イ参照）ように即断してはならない。

本人の発言に加え、発言の背景にある事情や、意思決定のテーマを考えた経験の有無なども考慮する。

慎重を期すため、時間をおいて再度意思を確認することも検討する。<sup>20</sup>

イ 本人が意思を表明しない場合又は表明された意思があいまいな場合

前記A)のような形で本人の意思を読み取ることが困難な場合である。

しかしながら、このような判断に至るためには、その前提として、様々な角度からの情報提供、問い掛けを検討し続け、本人がどんな希望を持っているのかを引き出すための努力が肝要である（意思形成支援、意思表明支援、真意の把握）。

情報提供や問い掛けを続けることにより、本人の希望、思いを新たに引き出せば、それと調整できる方向で次の課題が導き出され、更なる意思表明につながることもある。

いったん本人の意思が表明された場合でも、それが本人の真意であるかどうかを検証するため、時間をおいて再度意思を確認する姿勢が重要となることは、前記A B)の末尾に指摘したとおりである。

③ 本人意思の解釈・評価について、支援チーム内で意見が分かれた場合

支援チームのメンバー間で、「本人が意思を示したといえるか」「本人のその反応をどういう意味に解釈すべきか」「その意思表明が真意といえるか」等、本人意思の解釈・評価について意見が分かれた場合には、まずはミーティングを重ねて意見交換を行う。それでもなお意見が分かれた場合は、①支援チームのメンバー（介護支援専門員・支援者・関係者等）の個々の経験や勝手な意見に左右されていないか、②なぜ意見が分かれるのか、③議論の論点がずれていないか、などを考える。また、後見人等の役割についても見直す必要が生じる

---

<sup>20</sup> 当初表明していた意思をA⇒Bと変更した場合、本人がチームミーティングの場（雰囲気）に影響を受けた可能性もある。

こともある。

必要に応じて、新たな福祉関係者、専門職などを支援メンバーに加えること<sup>21</sup>も考えられる。

④ 表明意思が実現できるかどうかの検討（意思実現支援）

本人が意思決定をしたが、それが実現しなければ、その意思決定は意味の乏しいものとなるのであり、決定した意思が実現してはじめて意思決定支援は完結する。そうであるとすれば、決定した意思の実現支援を含めて意思決定支援に含まれるものと整理するのが相当であろう<sup>22</sup>。意思実現支援の場面にあっても、本人を中心において支援を行い、本人ができることは本人にしてもらって、本人の意思が実現できるようにすることがエンパワメントの観点から重要である。

⑤ 意思表示支援を相当期間続けても、本人の意思が表明されたとは認めがたい場合

意思表示支援を相当期間続けても、本人の意思が表明されたとは認めがたく、意思決定すべき課題に期限がある場合は、「本人には、その時点で、その状況で、その事柄に限って意思決定能力がない」と判断することも考えられる。代行決定への移行も念頭に置いて、本人の意思決定能力評価に移る。

---

<sup>21</sup> チームのメンバーを交代させるという考え方もあり得るが、そのときは、誰を交代させるかで恣意的な運用にならないよう配慮する必要がある。

<sup>22</sup> 全国版ガイドラインでは、意思実現支援は意思決定支援には含まれないが、後見人等による身上保護の一環として実践されることが期待されるとしている。

#### (4) 意思決定能力の判断

##### ① 支援チームのメンバーによるアセスメント（評価）

ここでいう意思決定能力とは、「その時点で、その状況で、その事柄についての」意思決定能力を意味する。各支援チームのメンバーは、本人に対する意思決定支援活動と同時に、本人の意思決定能力についてアセスメントを行う。具体的には、それぞれがチームミーティングでの問い掛けに対する本人の回答や反応を観察し、課題<sup>23</sup>ごとに、個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート【様式3】を用いて評価を行う。

##### ② 意思決定能力評価のためのチームミーティング<sup>24</sup>

チームミーティングの結果、支援メンバー全員の意見として、本人に意思決定能力がないと判断した場合には、代行決定に移行することを検討する。

意思決定能力は、本人の医学的な要素のほか、以下のコミュニケーションの過程の4要素の中に、支援者によるサポートを受けてもなお満たすことができないものがあるかどうかを踏まえて検討する。

###### ア 情報の理解

当該意思決定に必要な情報を理解すること

###### イ 記憶保持<sup>25</sup>

当該意思決定に必要な情報を頭の中に保持すること

###### ウ 情報の比較考察

当該意思決定に必要な情報を選択肢の中で比べて考えること

###### エ 意思の表現

自分の意思決定を口頭、あるいは手話その他の手段を用いて表現すること

以上の4要素は、本人に対する働き掛けを終えた後で、本人に、「今日、何をしましたか」などと開かれた質問を行い、説明した内容などを簡単に話してもらうことにより確認する。

##### ③ 意思決定能力評価の結果

---

<sup>23</sup> 同一のチームミーティングで複数の課題が検討された場合であっても、意思決定能力の評価は個別の課題ごとに行う。

<sup>24</sup> チームミーティングの終了時に限られず、ある課題についての本人への問い掛けが終了した時など、節目ごとに行うことが考えられる。

<sup>25</sup> 成年後見制度を利用している本人の場合、前の問い掛けに対して回答したことでも、数十分後に確認されても忘れていることがある。その場合も、再度同じことを問い掛けて前と同じ回答が得られた場合は、その本人は、支援を受ければ記憶保持の能力は維持されているのと同等と評価できる場合もある。

ア 意思決定能力がある（ないとはいえない）と判断された場合

本人の意思の実現を図る。「意思実現は客観的に不可能であるが、本人には意思決定能力がある（ないとはいえない）」と評価される場合も考えられる。その場合、本人には意思決定能力がある（ないとはいえない）ため、支援チームとしては、本人に現状を理解してもらうよう実現を困難にしている問題を、できるだけ本人が理解しやすい形で説明したり、情報提供を続けたりするなどの支援を続けることになる。

イ 意思決定能力がないと判断された場合

代行決定に移行することを検討する。

## 4 代行決定

支援チームとして考えられる全ての課題・選択肢を検討し、本人の意思を尊重するよう可能な限り支援したが、その課題について本人の意思決定能力がないと判断された場合など、下記（2）のいずれかに当たる場合には、以下のようにして、代行決定に移行することを検討する。

なお、当該課題についての代行決定に移る前に、支援チームで再度プレミーティングを行い、本人の表明意思の背景にある事情等も踏まえた上で、他に対応すべき課題<sup>26</sup>の有無を検討することも必要である。

### （1） 代行決定における基本的な考え方

#### ① 「最善の利益」

代行決定は、「本人の意向、感情、価値観等に基づく最善の利益（主観的最善の利益）」に基づいて検討する。チームミーティングが適切に行われていれば、「主観的最善の利益」を判断するための根拠となるべき事情は、それまでの手続に既に表れている場合が多いと考えられる。

#### ② 代行決定を行う者

代行決定を行う者は後見人等である。ただし、代行決定の具体的な内容については、チームミーティングに表れた本人の意向や希望を踏まえて支援チームで検討する<sup>27</sup>。

#### ③ 自由の制約の最小化

支援チームは、決定すべき課題について、それぞれの選択肢のメリット、デメリットを比較考量する際、できるだけ本人の自由に対する制限が最小になるよう留意する。

---

<sup>26</sup> 具体的な流れは「検討事例」を参照。同じ課題について、場所や人を変えながら問い掛けを続け、その時に本人が反応していることへの問い掛けを繰り返し、本人の表明意思についての認識を深めていく。本人の状況によっては、時間をおいてやり直すこともある。

<sup>27</sup> チームミーティングに引き続いて代行決定を検討することもあり得るし、その場では方向性だけを決めて、詳細については別の機会に集まって協議することもあり得る。

## (2) 代行決定が検討されるべき場合

決定すべき課題に期限があることを前提に、次の①～③の場合に代行決定を検討する。<sup>28</sup>

- ① あらゆる実行可能な方法を尽くしたが本人の意思表示が得られず、意思決定能力判定の段階に進んだ結果、意思決定能力がないと判定された場合

本人の意思表示が得られない場合は、以下のような場合が考えられる。

ア 本人が意思を全く表明しない場合

イ 本人が表明した意思が曖昧でその内容を特定することができない場合

ウ 本人が表明する意思が時間帯、日にち、尋ねる相手によって変わり、その内容を特定することができない場合

- ② 本人が表明した意思を実現すると本人に見過ごすことのできない重大な影響を与える場合<sup>29</sup>

「見過ごすことのできない重大な影響を与える」といえるのは、以下の事情を全て満たす場合と考えられる。

ア 本人の生命・身体の安全又は経済的安定を明らかに害し、尊厳のある本人らしい生活ができなくなる。

イ その重大な影響がいったん発生すると、本人に回復できない損失、被害が発生する。

ウ その重大な影響が発生することがほぼ確実である。

- ③ 本人が表明した意思を実現すると第三者の権利を侵害する場合

---

<sup>28</sup> いずれの場合も、判断に至った経過については、個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート【様式3】で記録化すべきである。

<sup>29</sup> 本人が表明した意思が客観的に実現不可能な場合、すなわち、本人が実現可能な選択肢を選ぶことができない場合は、本人にはその時点でその課題について意思決定能力がない（状況の理解、比較考量ができない）と判断して代行決定に移るという考え方もある。しかし、本人の表明意思に客観的な実現可能性がないことだけを理由として代行決定に移行することは、主観的最善の利益を追求しようとする本ガイドラインの立場とは整合しない面がある（主観的な面を切り捨てて客観的最善の利益のみを図ることにつながりかねない。）。したがって、こうした場合に代行決定に移るべきかは慎重に判断すべきであり、本人に重大な影響を与える（②）又は第三者の権利を侵害する（③）といった観点からの検討が必要である。特に、経済的理由により客観的な実現可能性がないと判断することは、しばしば安易な代行決定に流れがちであることに留意すべきである。

### (3) 代行決定における留意点

- ① 本人の表明意思とは異なる決定をする場合、本人に対し、本人が先の課題について表明した意思が実現不可能ないし困難であること及びその理由を伝えることが重要である。
- ② 消極的な行為も容認されること  
代行決定は、常に一定の行為をする方向に決定されとは限らない。本人の主観的最善の利益の内容によっては、消極的に何もしない方向での決定もあり得る。
- ③ 善管注意義務  
後見人等が主観的最善の利益に基づく代行決定を行うことは、善管注意義務を果たすものと評価される。

### (4) 全国版ガイドラインとの比較

全国版ガイドラインにおいては、代行決定の検討を行うに際し、「本人の意思の推定」を行い、意思推定すら困難な場合又は本人により表明された意思等が本人にとって見過ごすことのできない重大な影響を生ずる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採るとしている。そして、本人の意思推定は、本人の日常生活の場面や事業者のサービス提供場面における表情や感情、行動に関する記録などの情報に加え、これまでの生活史、人間関係等様々な情報を把握し、根拠を明確にしながら本人の意思及び選好を推定するとし（全国版ガイドライン15頁参照）、また、本人が表明した意思が本人にとって見過ごすことができない重大な影響を生じる場合には、後見人等は本人の信条・価値観・選好を最大限尊重した、本人にとっての最善の利益に基づく方針を採る（全国版ガイドライン第5原則）とされている。以上の点から明らかなおおりに、全国版ガイドラインの代行決定に対する考え方は、意思推定する場合の考え方及び本人の最善の利益に基づく方針を採る場合の考え方のいずれについても、その表現ぶりはやや異なるものの、これまで述べてきた本ガイドラインと軌を一にするものということができよう。

以上

# 意思決定支援を踏まえた成年後見人等の事務に関するガイドラインの流れ(概略)

## 1 状況把握 (P7~8)

後見人等に選任されましたら、まず本人の支援者・関係機関と接触し、本人の生活状況や本人が目指す暮らしなどを把握します。このとき、特に、本人が日常生活の中で、希望が尊重されているか、意思に沿った支援を受けているかを確認してください。

アセスメントシート【様式1】【様式2】

## 2 本人・支援者との顔合わせ (P9~10)

地域包括支援センターやケアマネジャーなど、中心となって本人を支援してきた人に働きかけ、本人・支援者との顔合わせを行います。進行は主たる支援者に任せ、後見人は、何が課題となっているかを把握するとともに、本人と支援者との関わり方などに注意します。

アセスメントシート【様式3】

## 3 意思決定支援の要否を検討 (P8, 10)

課題が法的である場合

本人の課題が法的なものであるとき（例：施設への入所契約、自宅の売却、高額な預貯金の引出し、介護サービス利用契約など）は、ガイドラインに沿って意思決定支援を行うこととなります。課題が日常的なものと判断される場合は、本人の意思や希望が支援者らによって尊重されているかを見守り、問題があれば改善を求めることとなります。

## 4 支援チームの編成と事前打合せ (P11~17)

本人の課題が法的なものであるとき、後見人等は地域包括支援センターの担当者などと相談して、支援チームを編成します。相談できる人がなければ、後見人等が判断して支援メンバーを選ぶこととなります。

支援メンバーが決まれば、本人の意思決定をどのように支援するのが良いのかなどを、本人に働き掛ける前に支援チームで打ち合わせます。課題に応じて別日を設けて打ち合わせること Alternatively、本人へ働き掛ける当日に、早めに集まって行うこともあると考えられます。

## 5 チームミーティング (意思決定支援から意思の実現へ) (P18~21)

本人と支援メンバーとでチームミーティングを持ち、本人の意思決定を支援して行く段階です。意思決定に必要な情報を本人に提供し、意思を引き出しますが、この際、コミュニケーションの方法が適切であるか、発せられた意思の内容が、それまでの本人の言動などと一致しているか、といったことなどに注意します。

本人が発した意思が真意であると考えられる場合は、意思の実現に向けて支援を行います。どのような方法とするのかについても、本人に情報を提供し意思決定を支援してください。

アセスメントシート【様式3】

## 6 代行決定の要否を検討 (P22~23)

意思決定支援によっても、本人の意思が①自己又は他者の重大な権利を侵害する、②実現不可能、③課題に期限があり、その期限内に意思決定できなかった場合などには、後見人が必要な決定を行うこととなります（これを「代行決定」と呼んでいます。）。

支援チーム内で上記①②③に該当するかを検討し、該当となれば、その原因を意思決定能力の各側面（「情報の理解」「記憶保持」「情報の比較考察」「意思の表現」）から総合評価して、代行決定を行うかどうかを判断します。

上記①②③に該当しない場合や、該当するとしても意思決定能力に問題がないと考えられる場合は、意思決定支援の余地を残すと考えられますので、支援チームにおいてさらに意思決定支援を進めていくこととなります。

アセスメントシート【様式3】

## 7 代行決定 (P24~26)

検討の結果、代行決定を行うこととなった場合、支援チーム内で、どのような代行決定を行うのかを検討します。このとき、本人の考え方や生き方などになるべく沿ったものとなるよう、また、本人の行動や権利を不必要に制限することがないように注意しなければなりません。

アセスメントシート【様式3】

【様式1】 アセスメントシート

事件番号

年(家)

号

本人 \_\_\_\_\_

作成日 : \_\_\_\_\_ 年 \_\_\_\_\_ 月 \_\_\_\_\_ 日

報告者 : \_\_\_\_\_

選任直後のアセスメントシート

<p>本人の目指す暮らし</p>	<p>(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載)</p>
<p>生活歴・職歴</p>	<p>生活歴  職歴</p>
<p>心身・判断能力</p>	<p>(「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等) (健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等)</p>
<p>暮らしの基盤</p>	<p>(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況)</p>
<p>普段のコミュニケーションの方法と問題点</p>	<p>(言語・筆談・手話・点字・非言語等)</p>
<p>課題と思う事柄とその根拠</p>	
<p>本人の意思決定に関与している人</p>	

家族・支援者関係図（ジェノグラム・エコマップ）

\_\_\_\_\_年 \_\_\_\_\_月 \_\_\_\_\_日 現在

- ※ 本人が活用できる資源（人・情報・サービス等）は何か。
- ※ 本来であれば、どのような資源が必要か。

【様式1】アセスメントシート（記載例）

事件番号 ○○ 年（家） ○○ 号

本人 ○ ○ ○ ○

作成日 : 受任日 年 月 日

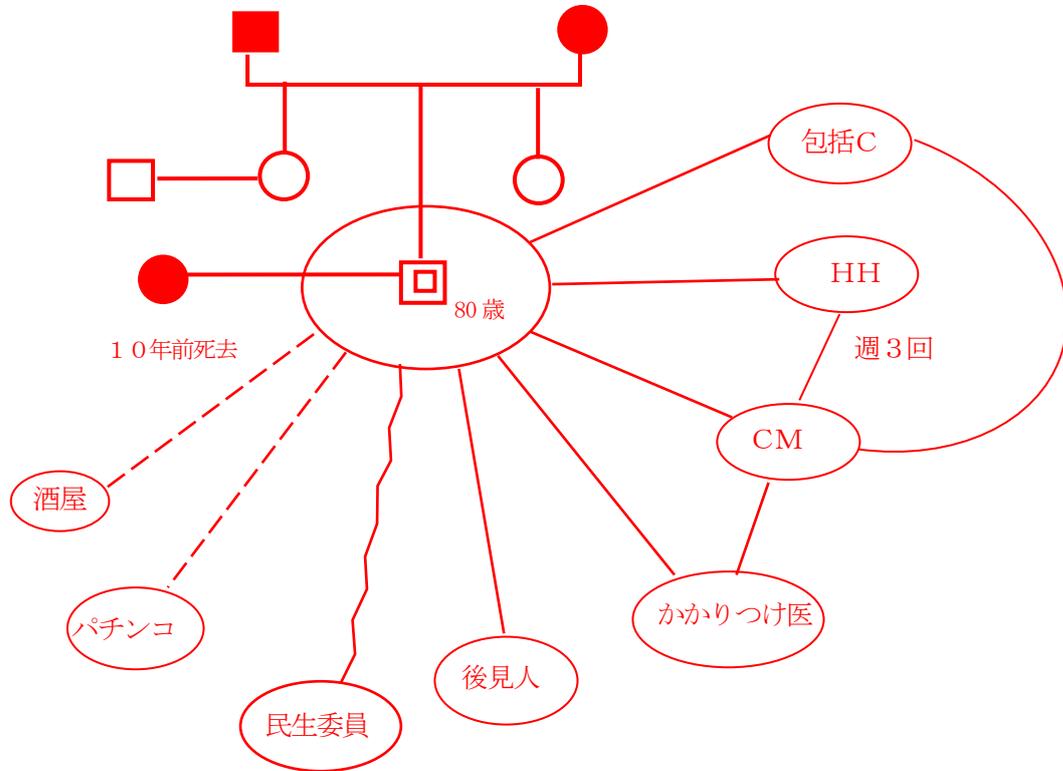
報告者 : 後見人

## 1. 選任直後のアセスメントシート

本人の目指す暮らし	(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載) 自宅：持家、築80年以上老朽化著明であるが今後も親子三代が住んだ家でずっと住み続けたい 心身の衰えを少し感じているため、地域包括やケアマネから勧められて後見人がついたが、まだ自分でできることは自分でしたい。
生活歴・職歴	生活歴 80歳 自宅にて独居、妻は10年前病死 65歳時に脳梗塞発症（軽度） 左不全まひ後遺障害残存 要介護2（生活介護ヘルパー利用 3回/週） 飲酒習慣あり晩酌毎日、パチンコ好き 性格は几帳面、柔軟性に乏しくがんこ。地域住民との交流や活動へは消極的で社会参加なし 体調が悪くなるとかかりつけ医を受診するが、定期的な通院はなし 居室の整理整頓が不十分で住環境が悪くなっている。入浴はもともと近隣の銭湯へ通っていたが最近行かなくなった  職歴 板金工 熟練溶接技術者として60歳定年まで就労、
心身・判断能力	(「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等) (健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係、等) 飲酒常習にて腎・肝機能低下、アルコール性認知症と診断されるが、病識なく適切な治療を受けていない。 生活習慣も改善なく、高血圧・糖尿病・脳梗塞再発のリスクも高いが、医師や支援者からの助言を受け入れない。 地域包括とケアマネに勧められて申立したが、後見人の役割や必要性についての理解は不十分
暮らしの基盤	(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況) 厚生年金：約13万円/月 公共料金：引き落とし 預貯金：約200万円 債務なし 介護保険：生活援助のヘルパー 3回/週、ケアマネの定期的な訪問は受入、関係は良好
普段のコミュニケーションの方法と問題点	(言語・筆談・手話・点字・非言語等) 脳梗塞後遺症による構音障害があり、発語はできるが聞き取りにくく、意思を伝えるにいたため、筆談も補助的に活用する。上手く伝わらない時はイライラすることもある。
課題と思う事柄とその根拠	課題：自宅に住み続けたいという希望はあるが、実現できるかどうか  その根拠：家屋の老朽化と本人の能力低下が顕著で現状維持が困難と思われる
本人の意思決定に関与している人	担当ケアマネ、ヘルパー、地域包括スタッフ

家族・支援者関係図 (ジェノグラム・エコマップ)

〇〇年〇〇月〇〇日 現在



記号 ( ○ : 女性 □ : 男性 回 : 本人 塗りつぶし : 死亡者 )

略語 ( 包括C : 包括支援センター HH : ホームヘルパー CM : ケアマネジャー )

※ 本人が活用できる資源 (人・情報・サービス等) は何か。

※ 本来であれば、どのような資源が必要か。

## 2回目以降のアセスメントシート

報告書提出時に作成する(本人状況に大きな変化があった時は適宜提出する)

本人の目指す暮らし	(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載) <input type="checkbox"/> 前回と同じ
生活歴・職歴	<input type="checkbox"/> 前回と同じ
心身・判断能力	(「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等) (健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係等) <input type="checkbox"/> 前回と同じ
暮らしの基盤	(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況) <input type="checkbox"/> 前回と同じ
毎日の暮らしぶり生活動線	(家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線(室内、近隣、外出状況)等を記載)
現状生活の安定度	<input type="checkbox"/> 緊急対応の課題あり → アセスメントシート【様式3】へ <input type="checkbox"/> 緊急対応の課題なし <input type="checkbox"/> 継続対応の課題あり <input type="checkbox"/> 現状維持 <input type="checkbox"/> その他
課題とその根拠	

【様式2】アセスメントシート（記載例）

事件番号 平成〇〇年（家）△△△△号

本人 ● ● ● ●

作成日 : 本人誕生月 年 月 日

報告者 : 後見人

2回目以降のアセスメントシート

報告書提出時に作成する（本人状況に大きな変化があった時は適宜提出する）

<p>本人の目指す暮らし</p>	<p>(生活の場所、今後の生活の希望、支援を依頼したいこと、支援拒否の理由 等を記載)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回と同じ</p>
<p>生活歴・職歴</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 前回と同じ</p>
<p>心身・判断能力</p>	<p>(「決める」という経験の有無 後見申立に対する理解等) (健康状態、知的/発達障がい、精神疾患(うつ等)、アルコール関連問題、薬物、ギャンブル、対人関係等)</p> <p><input type="checkbox"/> 前回と同じ</p> <p>後見人選任以降、数回面談し本人とのコミュニケーションをとっている。財産を管理している後見人であることは認識し、日常生活上のことについては会話可能となり意思疎通もできるが、家の話になると受入が困難で、会話することを拒否する。感情の起伏があり、声を上げて興奮ぎみになることもある。</p>
<p>暮らしの基盤</p>	<p>(収入、各種制度、公共料金、債務整理の状況等、サービス・制度の利用状況)</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 前回と同じ</p>
<p>毎日の暮らしぶり生活動線</p>	<p>(家事、育児、家族関係、近所づきあい、生活動線(室内、近隣、外出状況)等を記載)</p> <p>近隣との付き合いは相変わらずなく、民生委員の訪問も拒否的で、ヘルパーとケアマネが日常的に関わりをしている。自宅浴室は利用できず、銭湯へも行けないため、夏場はヘルパーの援助で清拭のみ行っているため、皮膚疾患が心配される。入浴目的にデイサービスの利用をケアマネが勧めており、一度体験利用したが継続していない。</p> <p>好きだったパチンコへも行かなくなり、外出頻度が少なくなっている。</p> <p>大雨が降った時、雨漏りがひどく困ったとケアマネからの情報があった。</p>
<p>現状生活の安定度</p>	<p><input checked="" type="checkbox"/> 緊急対応の課題あり → アセスメントシート【様式3】へ</p> <p><input type="checkbox"/> 緊急対応の課題なし</p> <p><input type="checkbox"/> 継続対応の課題あり</p> <p><input type="checkbox"/> 現状維持</p> <p><input type="checkbox"/> その他</p>
<p>課題とその根拠</p>	

個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート

対象者		
実施日	(ミーティング前)	(第1回) 場所( )
アセスメント実施者		本人との関係 ( )
今回のミーティング参加者		
テーマまたは 検討課題		
このテーマが生じた 経過概要	いつ、どこで、誰が問題提起して本日に至ったのか <input type="checkbox"/>	
本人の考え (検討課題に関する本人の意見や希望)		
本人への情報提供 (検討課題に関する情報提供の内容)		

本人は意思決定能力があるといえるか？(判断根拠として本人の言葉や反応を記入)

<input type="checkbox"/> 理解できた その根拠は <input type="checkbox"/> 記憶保持できた その根拠は <input type="checkbox"/> 比較考察できた その根拠は、 <input type="checkbox"/> 意思表示できた その根拠は、	 左の4要素を 総合考慮す る。	<input type="checkbox"/> 意思決定能力があるとはいえなかった <input type="checkbox"/> 支援チーム内の意見が分かれている どうすれば意思決定能力があるといえるか その方法
--	--	--

<input type="checkbox"/> 意思決定能力あり(ないとはいえない)	<input type="checkbox"/> 課題検討の期限がある	<input type="checkbox"/> 再アセスメントが必要
<input type="checkbox"/> 代行決定をする必要がある その理由は何か		

本人の意思を確認し、本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができたかどうかのチェック

- 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか
- 本人の表現された言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか
- 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか
- サービス利用ありきになっていないか
- 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか

個別課題発生時における意思決定支援のためのアセスメントシート	
対象者	〇 〇 〇 〇
実施日	(ミーティング前) 年4月2日 14時 ~ 15時 (第1回) 場所(老健)
アセスメント実施者	A 本人との関係 (後見人)
今回のミーティング参加者	本人、妻、長女 支援者: 後見人、主治医、ケアマネ、老健相談員、地域包括スタッフ
テーマまたは検討課題	老健施設の退所時期を迎え、今後どこで誰と生活したいか本人の意思を確認する。
このテーマが生じた経過概要	いつ、どこで、誰が問題提起して本日に至ったのか 老健施設退所時期を迎え、後見人との面談の中で、本人にこれからの居所についての迷いがみられたため、関係者によるプレミーティングを開催し、妻・長女・後見人・主治医、ケアマネ、老健相談員、地域包括スタッフで本人が今後の居所を自分で決めることが出来るよう支援することを確認した。
本人の考え (検討課題に関する本人の意見や希望)	(当初)家に帰るしかない、妻を世話する必要性を感じている (自宅への外出を通じて)「妻と2人で入れる施設を探して欲しい。」と自宅での生活に不安を感じている。
本人への情報提供 (検討課題に関する情報提供の内容)	・外出時に自宅での生活動線を想定した移動方法を確認した ・自宅で妻との生活に必要な介護サービスの説明
本人は意思決定能力があるといえるか?(判断根拠として本人の言葉や反応を記入)	
<input type="checkbox"/> 理解できた その根拠は  <input type="checkbox"/> 記憶保持できた その根拠は  <input checked="" type="checkbox"/> 比較考察できた その根拠は、 <b>有料老人ホーム入所と自宅での生活を比較し、自宅での生活を選択出来た。</b>  <input checked="" type="checkbox"/> 意思表示できた その根拠は、「 <b>そら家やろ、自分の家やし。</b> 」と自宅で妻と生活した気持ちを伝えることが出来た。	<input type="checkbox"/> 意思決定能力があるとはいえなかった  <input type="checkbox"/> 支援チーム内の意見が分かれている  どうすれば意思決定能力があるといえるか その方法
 左の4要素を総合考慮する。	
<input checked="" type="checkbox"/> 意思決定能力あり(ないとはいえない)	<input type="checkbox"/> 課題検討の期限がある  <input type="checkbox"/> 再アセスメントが必要
	
<input type="checkbox"/> 代行決定をする必要がある その理由は何か	
	
本人の意思を確認し、本人の希望をどうすれば実現できるか話し合いができたかどうかのチェック <input type="checkbox"/> 本人以外の関係者の問題を本人の問題としてすり替えていないか <input type="checkbox"/> 本人の表現された言葉をそのまま本人の自己決定と捉えていないか、本人の自己責任に帰していないか <input type="checkbox"/> 支援のしやすさを優先していないか、支援者のための根拠付けになっていないか <input type="checkbox"/> サービス利用ありきになっていないか <input type="checkbox"/> 結論が先にありきになっていないか、後付けの根拠資料として使われていないか	